

きぼう利有委第1回 資料1-3

きぼう利用推進有識者委員会の今後の進め方について

平成27年3月8日

宇宙航空研究開発機構 有人宇宙ミッション本部

1. きぼう利用推進有識者委員会の運営方針

(1) 設置の目的

機構のISS・きぼうの利用において、国の戦略的な施策にあった課題解決型の研究や民間の競争力強化に資する研究等に貢献し、ISS・きぼうから生まれる成果を最大化させる利用推進施策策定のために設置（有人宇宙ミッション本部長決定第26-1号（以下、「本部長決定」という。）第2条）

(2) 諮問事項

有人宇宙ミッション本部長（理事）から本委員会に対して、以下の通り諮問。（本部長決定第2条）

「次の各号に掲げる事項について検討し、本部長に答申するとともに、必要に応じて本部長へ意見を述べる。

- (1) ISS・きぼうを使うことで、地上の生産活動や最先端研究活動等にフィードバックできる研究対象
- (2) ISS・きぼう利用の推進方策や長期計画等に関し、国の施策や制度等を勘案した有望策・取組み
- (3) その他前二号に関し必要な事項」

(3) 具体的な調査審議事項

有人宇宙開発や有人技術戦略ではなく、科学研究や民間事業者による研究開発目的での「きぼう」利用に関する審議・討議が本委員会のスコープ。

- 「きぼう」利用戦略について
- 「きぼう」利用戦略を踏まえたテーマ募集方針について

2. 当面の審議

(1) 当面の「きぼう」利用戦略について

国の戦略的研究テーマによるきぼう利用に向けて、2020年の目標設定とそれに向けたステップ、直近で狙うべき研究領域等、当面のきぼう利用戦略（JAXA案）について、国の健康・医療戦略やライフイノベーション戦略等で重視している領域・分野の視点、2020年に「きぼう」が生んでいる利用成果の状態想定視点から審議いただく。

3. 当面のスケジュール

本委員会の当面の審議スケジュールは以下の通り。

平成27年10月頃	今回のテーマ募集・選定結果の報告とそれを踏まえた利用戦略について
12月頃	次回テーマ募集の実施方針について

(参考) 平成27年度のきぼう利用テーマの募集選定スケジュール

平成27年3月	募集開始
6月	募集〆切
7-9月	選考

国際宇宙ステーション・きぼう利用推進に係る委員会設置規則

平成 26 年 12 月 18 日 有人宇宙ミッション本部長決定第 26-1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)における国際宇宙ステーション(以下「ISS」という。)及び「きぼう」日本実験棟(以下「きぼう」という。)の利用推進及び利用テーマの選考評価を目的として、外部諮問委員会の設置運営規程(規程第 15-16 号)に基づき、有人宇宙ミッション本部長(以下「本部長」という。)の外部諮問委員会として設置される各種の委員会(以下「専門委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(有識者委員会)

第 2 条 機構の ISS・きぼうの利用において、国の戦略的な施策にあった課題解決型の研究や民間の競争力強化に資する研究等に貢献し、ISS・きぼうから生まれる成果を最大化させるため、ISS・きぼう利用推進に関する「きぼう利用推進有識者委員会」(以下、「有識者委員会」という。)を設置する。

2 有識者委員会は、本部長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について検討し、本部長に答申するとともに、必要に応じて本部長へ意見を述べる。

- (1) ISS・きぼうを使うことで、地上の生産活動や最先端研究活動等にフィードバックできる研究対象
- (2) ISS・きぼう利用の推進方策や長期計画等に関し、国の施策や制度等を勘案した有望策・取組み
- (3) その他前二号に関し必要な事項

3 有識者委員会の事務局は、関係各部・本部等の協力を得て、有人宇宙ミッション本部事業推進部きぼう利用推進室が行う。

(選考評価委員会)

第 3 条 機構の ISS・きぼうの利用において、応募されたテーマ等の選考、設定された利用テーマ等の評価を行うため、以下を設置する。

- (1) きぼう利用テーマ選考評価委員会(生命科学)
- (2) きぼう利用テーマ選考評価委員会(宇宙医学)
- (3) きぼう利用テーマ選考評価委員会(物質・物理科学)
- (4) きぼう利用テーマ選考評価委員会(技術開発)
- (5) 高品質タンパク質結晶生成実験選考評価委員会
- (6) 簡易曝露実験装置(ExHAM)利用テーマ選考評価委員会

- 2 前項各号の委員会(以下、「選考評価委員会」という。)は、本部長の諮問に応じ、次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1) ISS・きぼうの利用において、募集等で応募のあったテーマ等を評価・選考し、本部長に推薦するとともに、必要に応じて本部長に意見を述べる。
 - (2) ISS・きぼうの利用テーマ等の進捗や成果を評価し、評価結果を本部長に報告するとともに、必要に応じて本部長に意見を述べる。
 - (3) その他前二号に関し必要な事項
- 3 選考評価委員会の事務局は、関係各部・本部等の協力を得て、第1項第1号から第4号については有人宇宙ミッション本部事業推進部きぼう利用推進室、第1項第5号及び第6号については同本部宇宙環境利用センターが行う。

(構成)

- 第4条 第2条及び第3条に定める各専門委員会は、それぞれ委員長、委員をもって構成する。必要に応じ、副委員長を置くことができる。委員長、副委員長、委員は、本部長が委嘱する。また、内容に応じて、臨時委員や専門委員を置くことができる。
- 2 各専門委員会の委員長は、各専門委員会を代表し、会務を総括する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員会の開催)

- 第5条 各専門委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要に応じて関係者及び有識者を出席させることができる。
 - 3 委員長の了解の下に、書面又はメール等による会議形式も可能とする。

(分科会)

- 第6条 各専門委員会に、分科会を置くことができる。
- 2 分科会は、分科会長及び委員をもって構成する。また、内容に応じて、臨時委員や専門委員を置くことができる。
 - 3 分科会に属すべき委員は、委員長の推薦に基づき、本部長が指名又は委嘱する。
 - 4 分科会長は、当該分科会に属する委員のうちから、委員長の推薦に基づき本部長が指名する。
 - 5 分科会長は、各分科会の会務を整理する。
 - 6 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(分科会の開催)

第7条 分科会は、分科会長が招集する。

2 分科会長は、必要に応じて関係者及び有識者を出席させることができる。

3 分科会長の了解の下に、書面又はメール等による会議形式も可能とする。

(任期)

第8条 各専門委員会(分科会を含む)の構成員の任期は原則として3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第9条 この本部長決定に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、各委員長がそれぞれ決定する。

(設置期間)

第10条 各専門委員会の設置期間は、平成26年12月18日から第2条又は第3条に定めるそれぞれの任務が終了するまでの間とする。

附則

第1条 この本部長決定は、平成26年12月18日から施行する。

第2条 この本部長決定は、第10条に定める期間が終了した日をもって廃止する。